

凡例

- 一、本巻は琉球王国評定所文書、第七巻である。
- 一、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定所記録（旧琉球藩評定所書類）を収録したものである。
- 一、収録史料中の標題に付されている番号（例、一五〇一など）は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）の中の整理番号である。
- 一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）中の整理番号に従い、通巻番号順に収録してある。
- 一、各号文書の本文見出しは、旧琉球藩評定所書類目録

に従っており、史料標題と異なる場合がある。

- 一、本巻は巻頭論考と、各史料ごとの解題、および史料本文よりなるが、各史料ごとの解題の末尾には解題執筆者を明示してある。

- 一、筆耕は法政大学沖繩文化研究所所蔵の写真複製本のコピーを用いておこない、判読の困難な部分については浦添市立図書館沖繩学研究室所蔵の写真複製本と、原本で照合した。

- 一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよう努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。

1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。

2 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。

3 変体仮名え（は）、に（え）、ゐ（て）、を（と）、
後（も）、ふ（より）、ノ（して）はそのまま生か
し、他は原則として平仮名に直した。

- 例、幾↓き、留↓る、楚↓そ、連↓れ、など。
- 4 宛（つつ）の意味を示す完は、訂正せずそのまま用いた。
- 5 朱書の箇所は「」でくくり区別した。
- 6 原文の抹消は傍点、を文字の左に付した。
- 7 明らかな誤字・脱字については訂正したり、（マ）と注記した。また、脱字については、「」で訂正した。
- 8 判読できなかった文字は□や□□で示し、虫損などの理由で判読不可能なものは□^{（虫喰）}、あるいは□□と表記した。
- 9 収録した史料には原本段階で二つの写しがある。そこで収録段階で二つを校合しながら編集した。
- 10 必要な箇所編者注を加えたが、必要最少限にとどめてある。
- 11 原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。
- 12 その他、内容を損わない範囲で編集の都合上変更を加えてある。
- 13 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。
- 14 文書・記録（日記）の内容が関連する場合には枝番号を付した。
- 15 行間の書き込みが長文に及ぶ場合には関連箇所の文末にまとめた。
- 一、本巻収録の一五〇三号と一五〇四号は共に「垂船来着并天久寺止宿之垂人唐人等日記」という表題であり、又内容もほとんど同じであったので、一つの文書として編集した。
- 一、この二文書の特徴的な違いのある箇所については両者を提示し、一五〇三号を枝番号b、一五〇四号を枝番号aであらわした。文書の内容を比較した場合一五〇四号が那覇の詰所の日記に近く、一五〇三号が首里にとどけられたものであると解釈した。一五

○四号の方が一五〇三号より時間上先に記録されたとみて、一五〇四号をaとしてある。

- 一、本巻収録番号内で、法学部法制史資料室所蔵の標題のみの文書については、まとめて巻末に掲載した。
- 一、本巻収録の史料の活用については東京大学法学部の理解と協力を得た。記して感謝申し上げたい。